

令和 6 年 度

国 東 市 決 算 に 係 る
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

国 東 市 監 査 委 員



国監委第 0820004 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市監査委員 徳 部 吉 昭

国東市監査委員 宮 園 正 敏

令 和 6 年 度 国 東 市 決 算 に 係 る
資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度国東市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和6年度国東市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月20日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員から説明を聴取し実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特 別 会 計 の 名 称 法適用企業	資金不足比率		経営健全化 基準
	令和5年度	令和6年度	
水道事業特別会計	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	—	20.0%
工業用水道事業特別会計	—	—	20.0%
市民病院事業特別会計	—	—	20.0%
特 別 会 計 の 名 称 法非適用企業	資金不足比率		経営健全化 基準
	令和5年度	令和6年度	
農業集落排水事業特別会計	—		20.0%

※ 表中「—」は、当該比率がない（資金の不足額がない）ことを示す。

(2) 個別意見

○水道事業特別会計について

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、当該比率がないと認められる。

○下水道事業特別会計について

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、当該比率がないと認められる。

○工業用水道事業特別会計について

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、当該比率がないと認められる。

○市民病院事業特別会計について

令和6年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、当該比率がないと認められる。

○農業集落排水事業特別会計について

令和6年度から下水道事業特別会計へ移行した。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。